

## 令和8年4月より特区の支援対象分野を拡充しました！

大阪府内の成長特区(※1)に進出し、①～③に関する事業を行った場合、大阪府税が最大ゼロ(※2)になります！

①カーボンニュートラル

②ライフサイエンス

③イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術  
(AI技術・量子技術・産業用電子機器)

※1 「成長産業特別集積区域」の略。

※2 最大の場合。所定の要件により軽減割合が変わります。

### 成長産業特別集積区域

①彩都西部地区〔茨木市・箕面市〕

②大阪大学吹田キャンパス〔吹田市〕

③大阪駅周辺(うめきた等)  
〔大阪市〕

④夢洲・咲洲、阪神港〔大阪市〕

⑤大阪公立大学なかもずキャンパス  
〔堺市〕

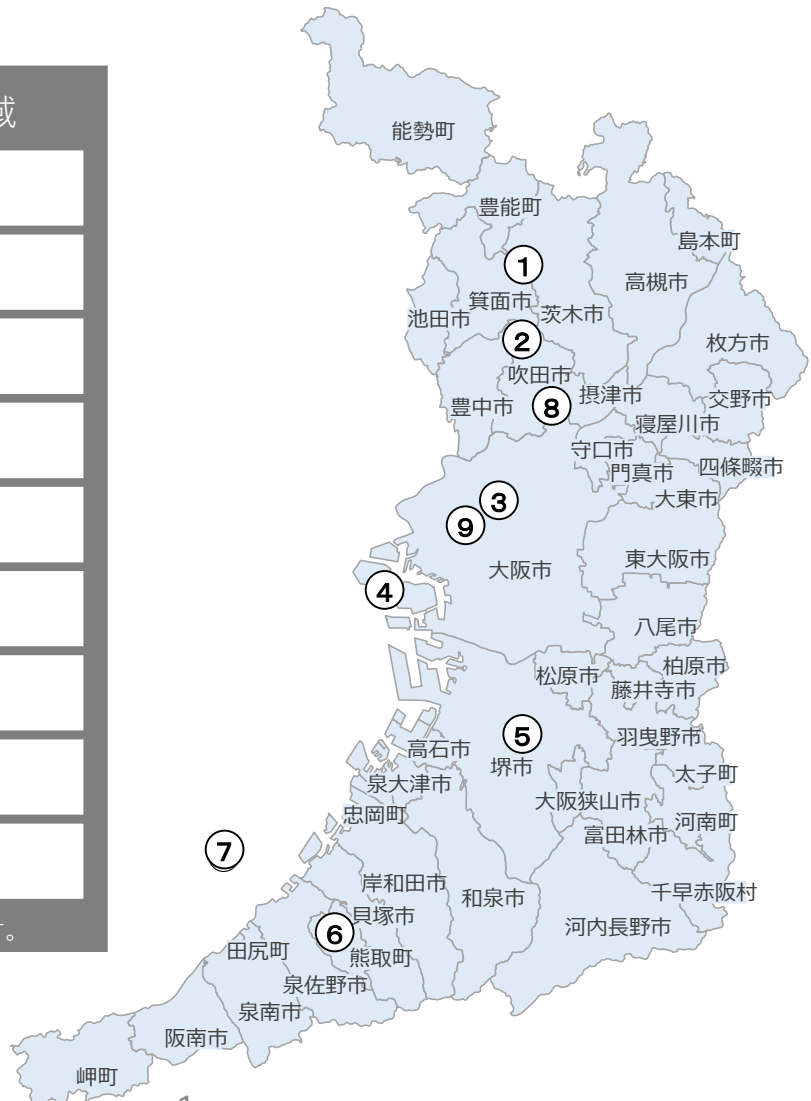
⑥京都大学複合原子力科学研究所  
〔熊取町〕

⑦関西国際空港  
〔泉佐野市・泉南市・田尻町〕

⑧北大阪健康医療都市(健都)区域  
〔吹田市・摂津市〕

⑨未来医療国際拠点区域(中之島)  
〔大阪市〕

※地図上の①～⑨は位置を示しています。



# 制度概要について

- ◆ 成長特区に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、「カーボンニュートラル」「ライフサイエンス」「イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術」に関する事業を行った場合、大阪府税を軽減します。

## 対象区域

1ページに記載(詳細はお問合せ下さい)

## 対象事業

カーボンニュートラル、ライフサイエンス、イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術等の事業等(3・4ページに記載)

## 対象税目・軽減内容

〔法人府民税・法人事業税〕 ※軽減措置内容の詳細はP.4、P.5を参照ください  
府外から成長特区に新たに進出の場合、**最大で 5年間ゼロ+5年間1/2**  
府内から成長特区に新たに進出の場合、従業員数の増加割合に応じて軽減

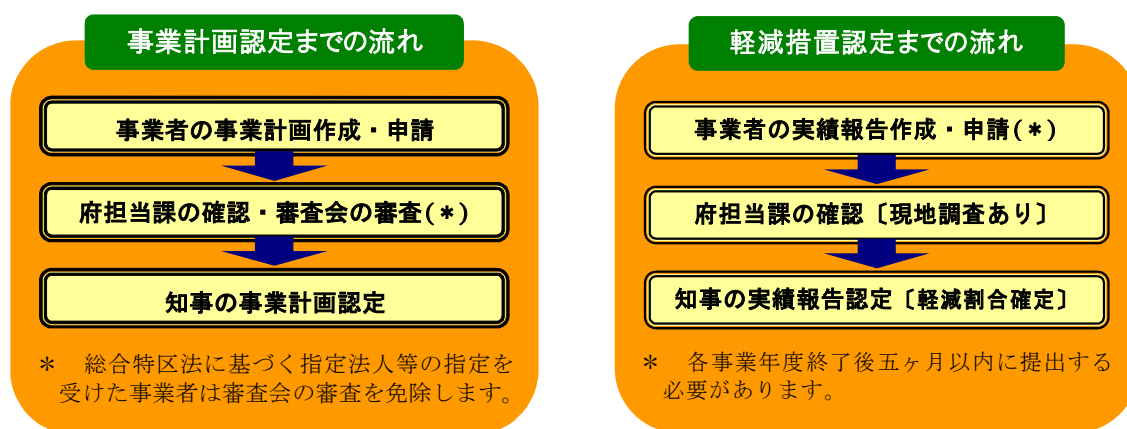
〔不動産取得税〕 ※軽減措置内容の詳細はP.6を参照ください  
事業計画申請後に取得した土地・家屋で、事業計画認定後3年以内に供用開始し、その後1年間供用したことが確認できる場合、取得した土地・家屋にかかる取得税が最大ゼロ

## 事業計画の認定方法・期間

〔認定方法〕  
事業者作成の「成長産業事業計画」について審査会の意見を聞いた上で知事が認定  
〔認定申請期限〕  
令和11年3月31日

## 軽減措置の認定手続

「成長産業事業計画」認定事業者が毎年度実績報告書を提出し、その内容を知事が認定  
(※不動産取得税の軽減措置は、別途手続きが必要です)



※具体的に申請をご検討の事業者の方は、必ず事前にご相談ください

## カーボンニュートラル分野 ※新エネルギー分野から拡充

### 対象事業

- カーボンニュートラルの実現に資する技術の研究開発・製造等に関する事業

#### 対象事業イメージ

電気自動車関連	太陽光や風力、水素等の新エネルギー	スマートコミュニティ
先進的な蓄電池	先進的な省エネ機器	★バイオものづくり
★直接空気回収(DAC)	★二酸化炭素回収・有効利用・貯蔵(CCUS)	★人工光合成

など

(★) カーボンニュートラルへ分野を拡大したことにより追加した対象事業イメージ

## ライフサイエンス分野

### 対象事業

- ライフサイエンス分野の研究開発・製造等に関する事業

#### 対象事業イメージ

放射線療法	再生医療	医療介護ロボット	治験・臨床研究
遠隔医療	高度医療施設・設備	健康維持・増進	など

## イノベーションの創出に資する先進的な基盤技術分野 ※新規追加

### 対象事業

- ①:(Ⅰ)AI技術、(Ⅱ)量子技術、(Ⅲ)産業用電子機器(半導体等)の研究開発・製造等に関する事業
- ②:①の事業に不可欠な、または高度化に資する技術の研究開発・製造に関する事業

#### 対象事業イメージ

##### (Ⅰ)AI技術

プログラミング・AIプログラムのカスタマイズ	海底ケーブル	オール光ネットワーク
次世代情報通信基盤	AIデータセンター	高負荷・高発熱のサーバに対応した冷却技術
消費電力を著しく低減できる技術		など

## 対象事業イメージ(続き)

### (Ⅱ)量子技術関連

量子コンピュータ      量子シミュレーション      量子計測      量子センシング  
量子通信      量子暗号      量子マテリアル  
量子コンピュータの低温環境を提供する技術      など

### (Ⅲ)産業電子機器関連

半導体素子      集積回路      コンデンサー      ろ波器      センサー  
半導体ウエハの洗浄技術      電力効率に優れる素材技術      など

## その他

### 対象事業

- 「カーボンニュートラル」、「ライフサイエンス」又は「イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術」分野の関連事業を支援する事業

## 対象事業イメージ

国際貨物（船舶・航空）

**MICE**（企業等の会議、報奨・研修旅行、国際機関・団体・学会等が行う会議、展示会・見本市、イベント） ※**MICE(Meeting, Incentive Travel, Conference, Exhibition/Event)**

■ 対象事業の詳細は以下HPよりご確認ください

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/tokku/gaiyou.html>

URLの二次元バーコードはこちら→



# 府税の軽減を受けるための要件・軽減措置

## 府税の軽減を受けるための共通要件

- ◆ 1～2の要件を満たす必要があります。
  1. 事業計画認定後、3年以内に当該成長産業事業を開始していること
  2. 条例に規定された府税の滞納等の除外規定に該当していないこと

## 不動産取得税の軽減措置

- ◆ 対象となる不動産は1～4の条件全てを満たすものに限定されます。
  1. 成長産業事業計画に記載されている土地・家屋であること
  2. 成長産業事業計画申請後に取得したものであること
  3. 成長産業事業計画認定後3年以内に供用を開始したものであること
  4. 供用開始後1年間、成長産業事業に供用したことが確認できるものであること
- ◆ 供用開始1年後に事業継続の認定を受けた場合に軽減を受けることができます。ただし、当該不動産で成長産業事業以外に供用している部分がある場合、成長産業事業に供用している割合に応じた軽減となります。

## 法人府民税・法人事業税の軽減措置

- ◆ 実績報告により1～3について確認する必要があります。
  1. 成長産業事業計画に記載された設備・不動産の成長産業事業への供用
  2. 成長産業事業の実施による成果
  3. 下記の区分による府内における常用雇用者(※)の増加(計画認定前年度と比較)  
※常用雇用者:雇用保険の被保険者であって、期間定めのない労働契約を締結している者

区 分	人 数
資本金1億円以下の企業・中小企業基本法上の中小企業者・会社法上の会社以外の法人	0人以上
資本金1億円超～10億円以下の企業(中小企業者以外の会社法上の会社)	5人以上
資本金10億円超～50億円以下の企業(会社法上の会社)	10人以上
資本金50億円超の企業(会社法上の会社)	20人以上

- ◆ 軽減割合(認定成長産業事業割合)は以下より毎年度算出します。

$$\left[ \frac{\text{「実績報告対象年度成長産業事業従事従業者数」又は「府内従業者増加数(計画認定前年度と比較)」のうち小さい数値}}{\text{実績報告対象年度府内従業者数}} \right]$$

※次頁に具体的な算出方法を記載しています

## 軽減割合の具体的な算出方法

【事例1】 府外から新たに進出した企業等で、計画認定前年度に府内に事務所等がなく、実績報告年度における府内従業員の全員が成長産業事業に従事している場合の算出方法は以下のとおり(分子と分母が同数となるため、軽減割合は100%となるケース)

### 具体的な算出方法

#### 《事例設定》

- ・ 府外から新たに進出した企業であり計画認定前年度において府内に事務所等はなく、計画認定前の府内従業員は 0人
- ・ 実績報告年度に初めて府内で事業を開始
- ・ 実績報告年度における府内従業員数は、合計30人(+30人) (※すべて成長産業事業に従事)

#### 《軽減割合の算出》

##### ✓ 計算式分子

計算式に用いる数値は、次のAとBのうち、いずれか小さい数値を採用する

A) 実績報告対象年度成長産業事業従事従業員数: 30人

B) 府内従業員増加数(計画認定前年度と比較) : 30人-0人 = 30人

このため、分子は30人。

##### ✓ 計算式分母

実績報告対象年度府内従業員数: 30人

算出結果  $30人 \div 30人 = 100\%$

したがって、本事例における軽減割合は100%となります。

【事例2】 府内に所在する企業が、事業拡大のため新たに成長特区エリアへ進出し、既存事業を継続しつつ、新たに成長産業事業を開始した場合の算出方法は以下のとおり

### 具体的な算出方法

#### 《事例設定》

- ・ 計画認定前から府内で事業を行っており、計画認定前の従業員数は80人
- ・ 実績報告年度の年度当初に、成長特区エリアに進出し、成長産業事業を新たに開始
- ・ 実績報告年度における府内従業員数は、合計 100人 (+20人)  
(内訳: 既存事業の従事者: 90人(+10人) 成長産業事業の従事者: 10人(+10人))

#### 《軽減割合の算出》

##### ✓ 計算式分子

計算式に用いる数値は、次のAとBのうち、いずれか小さい数値を採用する

A) 実績報告対象年度成長産業事業従事従業員数: 10人

B) 府内従業員増加数(計画認定前年度と比較) : 100人-80人 = 20人

このため、A(10人)を採用する。

##### ✓ 計算式分母

実績報告対象年度府内従業員数: 100人

算出結果  $10人 \div 100人 = 10\%$

したがって、本事例における軽減割合は10%となります。

- 実績報告認定を受けた次年度から前頁に記載の割合による軽減を受けることができます。  
(※法人府民税均等割は100%の時のみ適用されます)

### 【お問い合わせ窓口】

(二次元バーコードはこちら)

大阪府 商工労働部 成長産業振興室

国際ビジネス・スタートアップ支援課 立地推進グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25F

TEL 06-6210-9013 FAX 06-6210-9296

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/index.html>

